

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて

下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和8年6月5日提出

飯能市長 新井重治

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和8年3月31日

飯能市長 新 井 重 治

記

- 1 飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

飯能市国民健康保険税条例（昭和30年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同条第3項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。

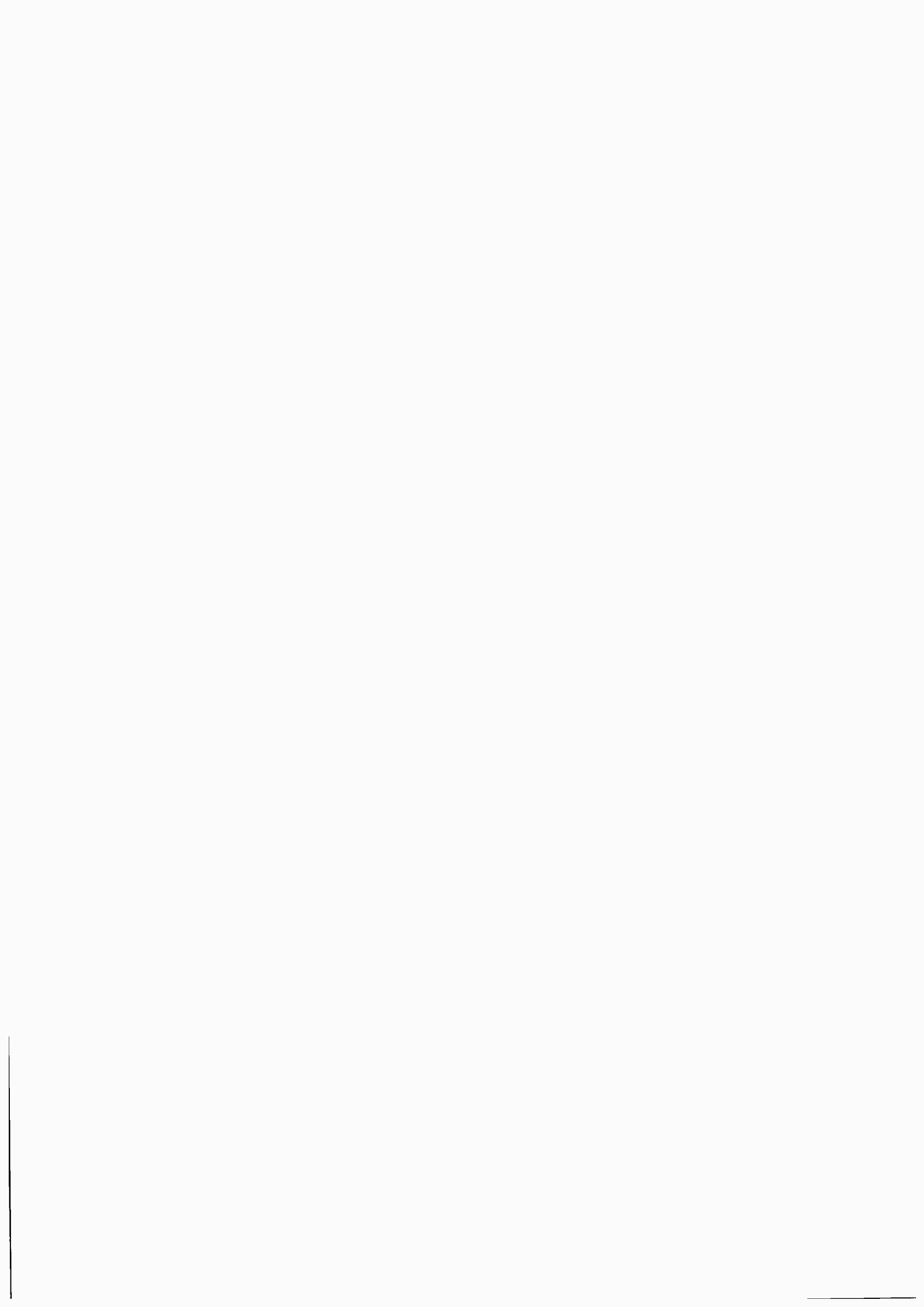
附則第18項中「令和8年3月31日」を「高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日」に改め、同項の表第1号の項を次のように改める。

第1号	後期高齢者支援金等 という。）	後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「病床転換支援金等」という。）
	及び子ども・子育て支援法	並びに子ども・子育て支援法

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の飯能市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



飯能市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場</p>

合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ 省略

2 省略

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額

合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～オ 省略

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～オ 省略

2 省略

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額

及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の6に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) 省略

4 省略

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

18 高齢者の医療の確保に関する法律附則第2条に規定する政令で定める日までの間、第2条第1項の規定の適用

及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2)～(9) 省略

4 省略

附 則

（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）

18 令和8年3月31日までの間、第2条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同

については、次の表の左欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「 <u>病床転換支援金等</u> 」という。）
	及び子ども・子育て支援法
省略	

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	及び	及び同法の規定による病床転換支援金等（次号において「 <u>病床転換支援金等</u> 」という。） 並びに
省略		

第十六号の四十三様式を次のように改める。

第十六号の四十三様式 挿入

第十七号の二様式別表を次のように改める。

第十七号の二様式別表 挿入

第二十四号様式を次のように改める。

第二十四号様式 挿入

第二十五号様式を次のように改める。

第二十五号様式 挿入

第二十五号の二様式を次のように改める。

第二十五号の二様式 挿入

第二十六号様式を次のように改める。

第二十六号様式 挿入

第二十七号様式を次のように改める。

第二十七号様式 挿入

第二十八号様式を次のように改める。

第二十八号様式 挿入

第二十九号様式を次のように改める。

第二十九号様式 挿入

第三十号の四様式を次のように改める。

第三十号の四様式 挿入

第三十二号の四の二様式を削る。

第三十三号の五様式及び第三十四号様式中「(高圧電線)」を削る。

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令(平成二十八年総務省令第三十九号)の一部を

次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

(自動車取得税に関する経過措置)

第三条 令和八年度以後の各年度において、都道府県が地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号。以下この項、次項及び次条において「改正法」という。)附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税について地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号。以下この条において「改正令」という。)附則第七條第五項本文の規定により市町村(特別区を含む。以下この条において「旧規則」という。)に交付すべき額(以下この条において「交付額」という)を交付した後又は改正令附則第七條第六項第一号の規定により市町村に返還すべき額(以下この条において「返還額」という)を通知した後において、交付額又は返還額の算定に錯誤があつたため、交付額又は返還額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の地方税法施行規則(次項において「旧規則」という。)第八條の二十七の規定は適用せず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 交付額を増加し、又は返還額を減少する必要が生じた場合 当該錯誤に係る額(第三項及び第五項において「過少交付額」という)を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額に加算し、又は返還額から減額するものとする。

二 交付額を減少し、又は返還額を増加する必要が生じた場合 当該錯誤に係る額(第四項及び第五項において「過大交付額」という)を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度における当該市町村に係る交付額から減額し、又は返還額に加算するものとする。

2 前項の場合において、当該市町村に係る市町村道(改正法第二条の規定による改正前の地方税法第百四十三条第一項に規定する市町村道をいう。以下この項において同じ。)の延長又は面積(改正法附則第十一条の規定によりなお従前の例によることとされた旧規則第八條の二十三の規定による補正をした後の延長又は面積をいう。以下この項において同じ。)に錯誤があつたことにより生じた錯誤に係る額は、次の算式により得た率(当該率が零を下回るときは当該下回る率とし、小数点以下三位未満の端数があるときはこれを四捨五入する。)を錯誤があつた年度において当該市町村に交付し、又は通知した額に乘じて得た額とする。

〔算式〕挿入

3 第一項第一号の規定により過少交付額を返還額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七條第六項の規定にかかわらず、当該下回る額を交付額とみなして、同条第五項本文の規定を適用する。

4 第一項第二号の規定により過大交付額を交付額から減額する場合において、当該減額した額が零を下回るときは、当該市町村に対しては、改正令附則第七條第五項本文の規定にかかわらず、当該下回る額を返還額とみなして、同条第六項の規定を適用する。

5 第一項の場合においては、同項各号に規定する錯誤を発見した年度又はその翌年度における各市町村に係る交付額又は返還額は、当該年度における改正令附則第七條第五項の規定を適用して計算した同項に規定する算定額(以下この項において「算定額」という)から過少交付額を減額し、及びこれに過大交付額を加算して得た額を当該年度における算定額として、同条第五項又は第六項第一号の規定により計算するものとする。

6 第二項の錯誤に係る額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該錯誤に係る額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行規則第一条の十五の次に一条を加える改正規定、同令第一条の十六(見出しを含む)の改正規定(同条第三項中「この項」の下に「又は次項」を加え、「及び法第三十七條の二第六項及び第三十四條の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七條の二第五項及び第三十四條の七第五項の規定による指定の取消し(以下この項及び次項において「指定の取消し」という)を受けた都道府県等(当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七條の二第六項及び第三十四條の七第六項の規定により総務大臣が定める期間(次項において「特定期間」という)を経過しないものに限る。)」に改める部分及び同条第四項中「法第三十七條の二第六項及び第三十四條の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改める部分を除く。、同令第一条の十七(見出しを含む)の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定 令和八年十月一日

第十五条の八を次のように改める。

(法第四百二十二条の三の総務省令で定める事項)

第十五条の八 法第四百二十二条の三に規定する総務省令で定める事項は、所有者の氏名又は名称並びに土地にあつてはその所在、地番、地目及び地積とし、家屋にあつてはその所在、家屋番号、種類、構造及び床面積とする。

第十五条の九から第十五条の十四までを削る。

第十五条の十五 (見出しを含む) 中「第四百六十二条の十五第一項第一号ホ」を「第四百四十八条第一項第一号ホ」に改め、同条を第十五条の九とする。

第十六条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条中「第四百六十三条の十九第一項」を「第四百五十二条第一項」に改め、同条の表中「種別割」を削り、「第三十三号の四の二様式」を「第三十三号の四様式」に改める。

第二十四条の六の二中「第五十条の十一」を「第五十条の十二」に改める。

第二十四条の三十の五第一号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条を第二十四条の三十の六とし、第二十四条の三十の四の次に次の一条を加える。

(法第七百三条の四第三十一項ただし書及び第三十二項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法)

第二十四条の三十の五 法第七百三条の四第三十一項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第三十二項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に当該世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日の翌日以後である被保険者につき算定した十八歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額(次項において「補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額」という。)が同条第三十一項に規定する子ども・子育て支援納付金課税限度額(次項において「子ども・子育て支援納付金課税限度額」という。)を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額(当該補正前の国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額が子ども・子育て支援納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金課税額を子ども・子育て支援納付金課税限度額として計算した子ども・子育て支援納付金課税額)の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十八項の標準子ども・子育て支援納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

第二十四条の四十第一項中「のうち、地方税関係法令(法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。次項において同じ。)の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの」を削り、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第九号までを

削り、第十号を第二号とし、第十一号を削り、同条第二項中「前項各号に」を「次に」に、「のうち、地方税関係法令の規定により書面等により行うことその他の方法が規定されているもの以外のものをいう」を「とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第二十条の十一の規定による資料の提供

二 法第五十三条第六十二項及び第六十三項の規定による通知

三 法第五十八条第六項の規定による通知

四 法第六十二条第二項から第四項までの規定による通知

五 法第七十二条の四十八の二第八項及び第十二項の規定による通知

六 法第七十三条の十八第四項 第七十三條の二十一第三項及び第七十三條の二十二の規定による通知

七 法第二百九十四条第三項の規定による通知

八 法第三百七十七条の規定による通知

九 法第三百八十一条の十四第六項の規定による通知

十 法第三百八十九條第一項の規定による通知

十一 政令第二十四条の三第六項(政令第二十四条の四第八項、第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第三項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。)の規定による通知

十二 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十八條第二項の規定による通知

十三 国税徴収法(昭和三十四年法律第四百四十七号)第四百六條の二の規定による資料の提供

十四 国税通則法第七十四條の十二の規定による資料の提供及び第三百三十一條第二項の規定による通知

第二十四条の四十五の次に次の二条を加える。

(法第七百四十七條の六第四項の特定徴収金の納付又は納入の手続)

第二十四条の四十五の二 法第七百四十七條の六第四項に規定する特定徴収金の納付又は納入の手続のうち総務省令で定めるものは、第二十四条の三十九第二項の規定により行う書面等地方税関係申告等又は第二十四条の三十九第三項の規定により行う書面等以外地方税関係申告等(政令第五十七條の五の二第四項に掲げる地方税であつて、期限内に行われる申告等に限る。)と同時に行われる第二十四条の四十一第一号に掲げる事項の情報の送信とする。

(法第七百四十七條の六第四項の総務省令で定める金額)

第二十四条の四十五の三 法第七百四十七條の六第四項に規定する総務省令で定める金額は、一億円とする。

第三十一条の二の二中「道路運送車両法施行規則」の下に「昭和二十六年運輸省令第七十四号」を、「道路運送車両法」の下に「昭和二十六年法律第八十五号」を加える。

附則第二条の三を次のように改める。

第二条の三 削除

附則第二条の七の見出し中「附則第九条第七項」を「附則第九条第六項」に改め、同条中「附則第九条第七項第二号」を「附則第九条第六項第二号」に改める。

附則第二条の七の二中「附則第九条第八項第二号」を「附則第九条第七項第二号」に改める。

附則第二条の八(見出しを含む)中「附則第九条第二十項」を「附則第九条第二十項」に改める。

附則第二条の九(見出しを含む)中「附則第九条第二十二項」を「附則第九条第二十一項」に改める。

附則第二条の十(見出しを含む)中「附則第九条第二十三項」を「附則第九条第二十二項」に改める。

附則第二条の十一(見出しを含む)中「附則第九条第二十四項」を「附則第九条第二十三項」に改める。

(抜 粋)

○総務省令第四十四号

地方税法等の一部を改正する法律(令和八年法律第二号)及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和八年政令第八十三号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令(地方税法施行規則の一部改正)

第一条 地方税法施行規則(昭和二十九年総務府令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の十五の次に次の一条を加える。

(法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項の総務省令で定める期間)

第一条の十五の二 法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項に規定する総務省令で定める期間は、毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間とする。ただし、次条第二項又は第三項の規定により法第三十七条の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書及び書類(次条において「申出書等」という。)を提出した都道府県、市町村又は特別区(次条から第一条の十七の二までにおいて「都道府県等」という。)が法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項の規定による指定(以下この条及び次条において「指定」という。)を受ける場合は、当該指定をした日から同日以後最初に到来する九月三十日までの期間とする。

第一条の十六の見出し中「申出書の提出方法等」を「申出書等の提出方法」に改め、同条第一項中「法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項の規定による指定(以下この条及び次条において「指定」という。)」を「毎年十月一日から翌年九月三十日までの期間を法第三十七条の二第二項及び第三百十四條の七第二項に規定する指定対象期間(以下この項及び第一条の十七の二第一項第一号において「指定対象期間」という。)とする指定」に、「都道府県、市町村又は特別区(以下この条及び次条において「都道府県等」という。)」を「都道府県等は、当該指定に係る」に、「法第三十七條の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する申出書及び書類(以下この条及び次条第二項第一号において「申出書等」という。)」を「申出書等」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「指定を受けて」を「現に指定を受けて」に、「前項の指定対象期間において」を「であつて指定を受けようとするもの(当該指定について)」に改め、「この項」の下に「又は次項を加え、及び法第三十七條の二第六項及び第三百十四條の七第六項の規定により指定を取り消された都道府県等」を「並びに法第三十七條の二第五項及び第三百十四條の七第五項の規定による指定の取消し(以下この項及び次項において「指定の取消し」という。))を受けた都道府県等(当該指定の取消しの日から起算して当該指定の取消しに係る法第三十七條の二第六項及び第三百十四條の七第六項の規定により総務大臣が定める期間(次項において「特定期間」という。))を経過しないものに限る。」に、「第一項」を「前項」に、「前項の指定対象期間の初日の属する年の翌年」を「毎年」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「法第三十七條の二第六項及び第三百十四條の七第六項の規定により指定を取り消された」を「指定の取消しを受けた」に、「既に」を「であつて指定を受けようとするもの(当該指定について既に)」に、「この項」を「前項又はこの項」に、「取消し」を「指定の取消し」に、「二年」を「当該指定の取消しに係る特定期間」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

第一条の十七の見出し中「申出書の記載事項等」を「総務省令で定める事項」に改め、同条第一項中「第一号寄附金の募集の適正な実施」を「法第三十七條の二第二項及び第三百十四條の七第二項に規定する基準への適合性」に改め、「事項」の下に「都道府県等」を加え、「次項第四号」を「次条第一項第一号」に、「及び第四号から第六号まで」を「第二号及び第五号から第七号まで」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 法第三十七條の二第二項第六号及び第三百十四條の七第二項第六号に掲げる基準に適合する旨

第一条の十七第二項及び第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(法第三十七條の二第三項及び第三百十四條の七第三項の総務省令で定める書類)

第一条の十七の二 法第三十七條の二第三項及び第三百十四條の七第三項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 都道府県等が指定対象期間に提供する返礼品等の内容に関する書類

二 前号に掲げるもののほか、指定に関し必要な書類

2 総務大臣は、都道府県等の指定に関し支障がないと認める場合には、当該都道府県等について、前項各号に掲げる書類の一部又は全部を省略させることができる。

第二条の三第二項第九号中「第二条の三の五第三項第二号」を「第二条の三の五第四項第三号」に改める。

第二条の三の五第二項中「第四十五條の三の三第四項及び第三百十七條の三の三第四項」を「第四十五條の三の三第五項及び第三百十七條の三の三第五項」に改め、同条第三項中「第四十五條の三の三第一項第三号及び第三百十七條の三の三第一項第三号」を「第四十五條の三の三第二項第三号及び第四号」に改め、同項第二号中「である特定親族」の下に「(法第四十五條の三の三第一項第三号及び第四号)を加え、同号に掲げる者の特定親族にあつては、合計所得金額が八十五万円以下である特定親族」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「である扶養親族」の下に「(法第四十五條の三の三第一項第三号及び第三百十七條の三の三第三項第三号に掲げる者)を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「である扶養親族」の下に「(法第四十五條の三の三第一項第三号及び第三百十七條の三の三第三項第三号に掲げる者)を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号中「である扶養親族(次条第一項第三号において「控除対象扶養親族」という。))」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 特定配偶者の氏名 法第四十五條の三の三第一項第二号及び第三百十七條の三の三第一項第二号に規定する特定配偶者(法第四十五條の三の三第一項第一号及び第二号並びに第三百十七條の三の三第一項第一号及び第二号に掲げる者の特定配偶者)にあつては、退職手当等を有する者に限る。次条において同じ。の氏名

2 第二条の三の五第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 法第四十五條の三の三第二項第二号及び第三百十七條の三の三第二項第二号に掲げる記載事項は、法第四十五條の三の三第一項第三号及び第三百十七條の三の三第一項第三号に掲げる者が記載するものとする。

第二条の三の六第一項中「第四十五條の三の三第一項第四号及び第三百十七條の三の三第一項第四号」を「第四十五條の三の三第二項第五号及び第三百十七條の三の三第二項第五号」に改め、同項第二号中「法第四十五條の三の三第一項及び第三百十七條の三の三第一項に規定する特定配偶者をいう。以下この号、次項及び第三項において同じ。」を削り、同項第三号中「退職手当等に係る所得を有する者」を「控除対象扶養親族(法第四十五條の三の三第一項第一号及び第二号並びに第

4 新令附則第十二条第十六項及び第十八項の規定は、施行日以後に取得された同条第十六項に規定する住宅に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十二条第三項（旧法附則第十五条の八第四項第一号に係る部分に限る。）に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第二十三項の規定は、施行日以後に同条第二十五項に規定する改修工事が行われた同条第二十三項に規定する家屋に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第二十四項に規定する改修工事が行われた同条第二十二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に同条第二十五項に規定する改修工事が行われた同条第二十八項に規定する専有部分に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第二十四項に規定する改修工事が行われた同条第二十七項に規定する専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に同条第三十八項に規定する耐震改修が行われた同条第三十九項に規定する認定長期優良住宅に対して課すべき令和九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧令附則第十二条第三十七項に規定する耐震改修が行われた同条第三十八項に規定する認定長期優良住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 改正法附則第十四条第十九項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法附則第五十六条第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条第十七項から第十九項までの規定は、なおその効力を有する。

9 前項の規定の適用がある場合における新令附則第三十三条第二十六項の規定の適用については、同項中「又は第二十三項」とあるのは「若しくは第二十三項又は地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第八十三号）附則第六条第八項の規定によりなおその効力を有することとされた同令第一条の規定による改正前の地方税法施行令附則第三十三条第十七項」と、「第十四項まで」とあるのは「第十四項まで又は地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第十四条第九項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第五十六条第十二項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
 第七条 令和九年度以後の各年度においては、旧法附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所所在道府県（次項において「定置場所所在道府県」という。）の知事は、改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる軽自動車税の環境性能割（以下この条において「旧軽自動車税環境性能割」という。）に係る当該年度の前年度における申告及び決定の件数が著であり、かつ、旧軽自動車税環境性能割に係る同年度における滞納がない場合には、同項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の三の規定にかかわらず、同条の規定による報告を要しない。

2 令和九年度以後の各年度においては、定置場所所在道府県の知事は、当該年度の前年度の旧軽自動車税環境性能割の賦課徴収に係る旧法附則第二十九条の十六第一項各号に掲げる金額がいずれも零である場合には、改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の四第三項の規定にかかわらず、同項の規定による通知を要しない。

3 令和九年度以後の各年度における旧軽自動車税環境性能割に係る改正法附則第十五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧令附則第十五条の二の四第四項の規定の適用については、同項中「から三十日以内」とあるのは、「の属する年度の末日まで」とする。

4 前三項に定めるもののほか、旧軽自動車税環境性能割の賦課徴収その他の特例について必要な経過措置は、総務省令で定める。

（国民健康保険税に関する経過措置）
 第八条 新令第五十六条の八十八の二第一項並びに第五十六条の八十九第一項及び第二項の規定は、令和八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例に関する経過措置）
 第九条 施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新令附則第五条の二の四第一項から第四項までの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第二項」とする。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）
 第十条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置（第三項及び第四項）の規定による改正後の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令第三十三条第三項及び第四項（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に発生する特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二十条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に係る森林環境税の免除について適用する。

（地方自治法施行令の一部改正）
 第十一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第二項中「から第五十七条の五の三まで」を、「第五十七條の五の二（第四項及び第五項を除く。）及び第五十七條の五の三」に改め、同項の表第五十七條の五の二第四項の項中「第五十七條の五の二第四項」を「第五十七條の五の二第六項」に改める。

（児童福祉法施行令等の一部改正）
 第十二条 次に掲げる政令の規定中「附則第五条の四第六項」を「附則第五条の四第五項」に改める。

一 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条第二号
 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十七條第二号イ
 三 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項第二号（自動車損害賠償保障法施行令及び自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第十三条 次に掲げる政令の規定中「第四百六十三條の十八第三項」を「第四百五十一條第三項」に改める。

一 自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第三条第一項第四号
 二 自動車運轉代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）第二条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）
 第十四条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八條第四項中「第九條の十五第一項」を「第九條の十四の二第一項」に、「同項の表八月の項」を「同項」に改める。

（財務省組織令の一部改正）
 第十五条 財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）の一部を次のように改正する。

- 内閣総理大臣 高市 早苗
- 総務大臣 林 芳正
- 財務大臣 片山さつき
- 厚生労働大臣 上野賢一郎
- 国土交通大臣 金子 恭之

13 第七項から第九項までの規定は、第十項本文の規定による指定市算定額の交付及び同項ただし書の規定による指定市超過交付額の返還について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項	旧令	旧令第四十二条の十第三項において準用する旧令
算定額	第十項に規定する指定市算定額(次項及び第九項において「指定市算定額」という。)	
第八項	第五項本文	第十項本文
都道府県が各市町村に交付すべき額を計算する場合又は第六項第一号の規定を適用して各市町村が都道府県に返還すべき額	指定市算定額	
第九項	第五項本文	次項本文
各市町村に交付すべき額	同項に規定する指定市(以下この項において「指定市」という。)に指定市算定額	
第六項第一号	第十一項第一号	
各市町村に返還すべき額	指定市に次項ただし書に規定する指定市超過交付額	
算定額	指定市算定額	

(地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正)

第六条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十八年政令第百三十三号)附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(平成二十年政令第百五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条(地方税法施行令の適用の特例)

第九条 法第二十一条の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第二十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税」とする。

(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第七条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令(平成三十一年政令第八十九号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(収納の特例)

第九条 法第二十条第二項の規定により地方団体の徴収金とみなされた特別法人事業税に係る徴収金についての地方税法施行令(昭和二十五年政令第百四十五号)第五十七条の五の二第四項の規定の適用については、同項第六号中「事業税」とあるのは、「事業税及び特別法人事業税」とする。

(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正)

第八条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令(令和四年政令第三百号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

3 市町村長は、森林環境税の納税義務者について、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害により第五号各号のいずれかに該当する者となったことが、次に掲げる事務の処理その他により把握した状況から明らかであると認める場合には、第一項の規定にかかわらず、職権により森林環境税を免除することができる。

一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項の規定による同項に規定する罹災証明書(第五号第三号及び第四号において「罹災証明書」という。)の交付

二 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)第三条第一項の規定による災害弔慰金の支給

第四条第一項中「前条第一項の申請書の提出があった日(市町村長が必要であると認める場合には、免除を受けようとする事由が発生した日。次項において同じ。)」を「次の各号に掲げる場合に区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項の申請書の提出があった場合、当該申請書の提出があった日(市町村長が必要であると認める場合には、免除に係る事由が発生した日)

二 前条第三項の規定により市町村長の職権により免除される場合、当該免除に係る事由が発生した日

第四条第二項中「前条第一項の申請書の提出があった」を「同項各号に掲げる場合に区分に応じ当該各号に定める」に改める。

第五条第三号中「災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第九十条の二第一項に規定する罹災証明書(同号において「罹災証明書」という。)」を「罹災証明書」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第七条の二の二第二項及び第七条の十三第一項の改正規定、同令第八条の二の三を改め、同条を同令第八条の二の四とする改正規定、同令第八条の二の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条の二の十三、第二十、第二十条の二の二、第四十六條の二の二第二項及び第四十八條の六第一項の改正規定、同令第四十八條の九の八を削る改正規定、同令第四十八條の九の七の二の次に一条を加える改正規定並びに同令附則第十八條の六の二及び第十八條の六の三の改正規定並びに次条第一項及び第二項並びに附則第五条の規定 令和九年一月一日

二 第一条中地方税法施行令第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十並びに第八条の二十三並びに附則第四条第二項及び第四条の二第二項の改正規定、同令附則第十七条の二第四項の改正規定(第二十条の二第二十六項)を「第二十条の二第二十四項」に改める部分を除く。並びに同令附則第十七条の二の二第一項及び第二十七條の三第五項の改正規定 令和十年一月一日

三 第一条中地方税法施行令第五十七條の五の二の改正規定並びに第六條及び第七條の規定並びに附則第十一条の規定 令和十年四月一日

四 第四条の規定 令和十一年四月一日

五 第二条の規定 物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律(令和八年法律第九号)の施行の日

第四十八條の十三第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第四十八條の十四の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 法第二百一十一條の八第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律第二十八條第一項又は第二十九條の規定により同法第三條第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）

第五十二條の十八及び第五十二條の十九を削り、第五十二條の十九の二を第五十二條の十八とし、第五十二條の二十を削る。

第五十二條の二十一「第四百四十八條第三項」を「第四百四十六條第三項」に改め、同条を第五十二條の十九とする。

第五十六條の八十八の二第一項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4 法第七百三條の四第三十七項に規定する政令で定める金額は、三万円とする。

第五十六條の八十九第一項中「五十六万円」を「五十七万円」に、「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同条第二項第一号中「及び世帯別平等割額」を「及び十八歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」に、「」を「及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条第二号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号中「三十万五千円」を「三十万」に改め、同号中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同条第三号及び第四号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第四項第一号中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条に次の一項を加える。

5 法第七百三條の五第四項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

減額は、被保険者均等割額（納税義務者の世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき法第七百三條の四第三十三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前三項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）について行うこと。

二 減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額を基準として定めた額とすること。

第五十七條の五の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法第七百四十七條の六第四項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。
一 個人の道府県民税（法第四十一條第一項の規定によりその例によることとされる法第三百二十八條の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）及び市町村民税（法第三百二十八條の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）

- 二 法人の道府県民税
- 三 利子等に係る道府県民税
- 四 特定配当等に係る道府県民税
- 五 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税
- 六 法人の事業税
- 七 法人の市町村民税
- 八 事業所税

5 法第七百四十七條の六第四項に規定する政令で定める日は、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日（同日が民法第四百四十二條に規定する休日又は第六條の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日。以下この項において同じ。）とする。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその法定納期限の翌日までに納付し、又は納入することができないと地方団体の長が認めるときは、その承認する日とする。

第六十條中「第九條第十二項」を「第九條第十一項」に、「第十二條の二の七の二から第十二條の二の九まで、第十二條の二の十一、第十二條の二の十二を「第十二條の二の八」に、「第二十九條の十八」を「第二十九條の八」に改める。

附則第四條を「第二十九條の八」に改める。
附則第六項中「並びに附則第十八條の七及び第十八條の七の二」を「及び附則第十八條の六の四から第十八條の七の二まで」に改め、同条第十二項中「第三十五條の二の二第一項の下に、「第三十五條の三の六第一項」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に、「法附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十一項中、「第三十五條の二の二第五項」の下に、「第三十五條の三の六第四項」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に、「法附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第四條の二第二項中「附則第三十四條の二第四項」を「附則第三十四條の二第五項」に改め、同条第十一項中「第三十五條の二の二第一項」の下に、「第三十五條の三の六第一項」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に、「法附則第三十五條の三の六第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十項中「第三十五條の二の二第五項」の下に「第三十五條の三の六第四項」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に、「法附則第三十五條の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第五條の二の四第一項から第四項までの規定中「同条第十八項」を「同法第四十二條の四の二第二項又は第四十二條の五第三項第二号」に改め、同条第七項中「第四十二條の二の五第三項」を「第四十二條の二の五第二項」に改め、「中小企業者等」の下に「次項において「中小企業者等」という。」を加え、「第四十二條の四第十八項」を「第四十二條の四の二第二項」に、「同条第八項第六号口」を「同法第四十二條の四第十八項第六号口」に改め、同条に次の一項を加える。

8 当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二條の五第三項第二号において準用する同法第四十二條の四第八項第六号口又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八條の十三、第八條の十六の六、第八條の十七、第八條の十九の三、第八條の二十第一項及び第八條の二十三並びに第四十八條の十一の二、第四十八條の十一の十、第四十八條の十一の十三、第四十八條の十一の十八、第四十八條の十一の二十二第一項及び第四十八條の十一の二十五の規定の適用については、第八條の十三、第八條の十六の六、第八條の十七、第八條の十九の三、第八條の二十第一項及び第八條の二十三中「第四十二條の四第十四第一項」とあるのは「第四十二條の五第三項第二号において準用する同法第四十二條の四第八項第六号口若しくは第七号又は同法第四十二條の四第十四第一項」と、「又は第六十三條第一項」とあるのは「若しくは第六十三條第一項」と、第四十八條の十一の二中「第八條の十三」とあるのは「附則第五條の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八條の十三」と、第四十八條の十一の十中「第八條の十六の六」とあるのは「附則第五條の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八條の十六の六」と、第四十八條の十一の十三中「第八條の十七」とあるのは「附則第五條の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八條の十七」と、第四十八條の十一の十八中「第八條の十九の三」とあるのは「附則第五條の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八條の十九の三」と、第四十八條の十一の二十二第一項中「第八條の二十第一項」とあるのは「附則第五條の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八條の二十第一項」と、第四十八條の十一の二十五中「第八條の二十三」とあるのは「附則第五條の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八條の二十三」とする。

参考

(抜粋)

地方税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

政令第八十三号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。
目次中「第四十四条の十一」を「第四十四条の三」に、「第五十二条の二十三」を「第五十二条の十九」に改める。

第六条の十四第二項中、「第六百六十四条第七項（法第六百六十五条第三項において準用する場合を含む）、第四百五十八条第七項（法第四百五十九条第三項において準用する場合を含む）」を削る。

第六条の二十一第二項第一号中「の種別割」を削る。
第七条の二の二第二項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。
第七条の三を次のように改める。

（法第二十三条第一項第十五号口の政令で定めるもの）

第七条の三 法第二十三条第一項第十五号口に規定する政令で定めるものは、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第六十一条第一項第九号に掲げる配当等のうち同法第二百二十二条第二項の規定の適用を受けるものとする。

第七条の四の二第二項第一号中「昭和四十年法律第三十三号」を削る。

第七条の五第二項第一号中「の生徒」を「の学生又は生徒」に改める。

第七条の十三第一項中「五十八万円」を「六十二万円」に改める。

第七条の十九第二項及び第四項中「第二百五十八条第四項第一号」を「第二百五十八条第五項第一号」に改める。

第八条の二の三中「前条の二」を「第八条の二の二」に、「第四十五条の三の三第四項」を「第四十五条の三の三第五項」に、「前条第一号」を「第八条の二の二第一号」に改め、同条を第八条の二の四とし、第八条の二の二の次に次の一条を加える。

（公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出を要しない公的年金等の額）

第八条の二の三 法第四十五条の三の三第一項第三号に規定する政令で定める金額は、公的年金等受給者（同項に規定する公的年金等受給者をいう。以下この条において同じ。）の住所所在の市町村に係る第四十七条の三第一号の基本額として定める一定金額に、次の各号に掲げる当該公的年金等受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額を加えた金額とする。
一 六十五歳以上の公的年金等受給者 七十万円
二 六十五歳未満の公的年金等受給者 七十万円

第八条の六第一項及び第二項第一号、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の二、第八条の二十並びに第八条の二十三中「第九項」を「第十項」に改める。

第九条の七第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第九条の八の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一を加える。

三 法第五十三条第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律（令和七年法律第六十七号）第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）

第九条の十四（見出しを含む）中「第七十一条の二十六第一項」を「第七十一条の二十五第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（利子割の清算の時期等）

第九条の十四の二 道府県は、法第七十一条の二十五第一項の規定により利子割の清算を行う場合には、毎年度二月に、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額（当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。次条第一項において同じ。）に前条に規定する率を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額（法第七十一条の二十五第三項に規定する各道府県ごとの利子割清算基準額をいう。）に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額に相当する金額（法第七十一条の二十五第二項の規定により他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額で相殺が行われた場合には、当該相殺後の金額）を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 前項に規定する他の道府県に係る額に相当する金額について、各年度に支払うことができなかつた金額があるとき、又は各年度において支払うべき金額を超えて支払った金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その翌年度に支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

3 第一項の規定により他の道府県に対して支払うべき額を支払った後において、その支払った額の算定に錯誤があつたため、支払った額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において支払うべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第一項の規定を適用して他の道府県に対し支払うべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、他の道府県に対し支払うべき金額とする。

第九条の十五の見出し中「交付時期ごとの」を削り、同条第一項中「道府県は、毎年度、法第七十一条の二十六第一項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる」を「法第七十一条の二十六第一項の規定により市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し交付するものとされる利子割に係る交付金については、道府県は、毎年度三月に、各市町村に対し、当該年度の前年度の一月から当該年度の十二月までの間に収入した利子割額に相当する額に第九条の十四に規定する率を乗じて得た額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の五分の三に相当する」に改め、「交付時期が八月である場合には、当該年度の前年度前三年度内」を削り、同項の表を削り、同条第二項中「各交付時期」を「利子割に係る交付金について、各年度」に、「当該交付時期」を「各年度又はその翌年度」に改め、「翌年度」に改め、同条第三項中「日以後に到来する交付時期」を「各年度又はその翌年度」に改め、同条第四項中「に規定する各交付時期」を「の規定を適用して」に、「額として同項の規定を適用して」を「額を」に、「当該交付時期」を「各市町村に対し」に改める。

第九条の十九第一項の表八月の項中「前年度」を「当該年度の前年度の」に、「七月」を「当該年度の七月」に改め、「以下この表において同じ。」を削り、同表十二月の項中「八月」を「当該年度の八月」に改め、「収入額」の下に「当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額」を加え、同表三月の項中「十二月」を「当該年度の十二月」に改め、「収入額」の下に「当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額」を加え、同条第二項及び第四項中「に規定する各交付時期」を「の交付時期ごと」に改める。